学校感染症・登校許可証明書 記入について(ご依頼)

本学では、学校感染症に罹患あるいは罹患した疑いがあり、他への感染の恐れがある場合、	登校停止を規定しております。
お手数をおかけしますが、他への感染の恐れがなくなり、登校に支障がなくなりました際には、	下記証明書にご記入いただきま
すようお願い申し上げます。なお、本学より問い合わせをさせていただいた場合には、どうぞよろ	ろしくお願い申し上げます。

学	長	殿

学校感染症•登校許可証明書

学科 (本人記入)

フリ ガナ

氏 名

学籍番号	(本人記入)	生年月日	年	月	日 生	
上記の者は、下記疾患に罹	患、あるいは罹患した疑いによ	り、生	F	月	日から症状	
	他への感染の恐れがないものと				-	
登校停止解除が妥当であると			·			
疾患名 (該当するものに○を記入し	てください)	出席停止期間の	基準 (以下の基	準に基づき、主治医	が判断)	
エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱					
痘そう	南米出血熱					
ペスト	マールブルグ病					
ラッサ熱	急性灰白髄炎	-				
ジフテリア						
重症急性呼吸器症候群(病原	重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウィルスであるもの)		┛ 治癒するまで			
中東呼吸器症候群(病原体が	中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウィルスであるもの)					
特定鳥インフルエンザ						
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ等感染症					
指定感染症()					
新感染症()					
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)		発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過する まで				
百日咳		特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで			第二種	
麻しん (はしか)		解熱した後3日を経過するまで				
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後 5 日を				
加17年中下歴代(おたかくがで・ムンノス)		経過し、かつ、全身状態が良好になるまで				
風しん		解熱した後3日を経過するまで				
水痘(水ぼうそう)		発疹が消失するまで				
	咽頭結膜熱 主要症状が消退した		後2日を経過する	るまで	_	
結核		病状により学校医その他の医師において感染の恐れがなる。				
髄膜炎菌性髄膜炎		いと認めるまで				
コレラ	細菌性赤痢					
腸チフス	パラチフス	→ 病状により受校医みの	の他の医師におい)て咸塾のおみわが		
腸管出血性大腸菌感染症		病状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで		第三種		
ウィルス性結膜炎(流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎)						
その他の感染症* ()						

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎:ノロウィルスなどによって起こる嘔吐や下痢)

年 月 日 医療機関名・住所

医 師 名 印